3,000	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は各1,500円増しとすること。	を	「
3,000	前後調整の構造を有する場合は4,160円増し、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は各1,500円増しとすること。	に、「16,950」を「27,080」に、「	サイドガード交換
6,800		を「	サイドガード交換
6,820		に、「4,250」を「4,270」に、「	日よけ（雨よけ）部品交換
6,000		を「	日よけ（雨よけ）部品交換
8,000		に改め、同⑸の電動車いすの項中「電動車いす」を「電動車椅子」に、「	簡易型ホイール部品交換
3,900		を「	簡易型ホイール部品交換
3,930		に、「47,400」を「47,600」に、「	日よけ（雨よけ）部品交換
6,000		」を「	日よけ（雨よけ）部品交換
6,000		リフレクタ（反射器―夜光材）交換	
430		リフレクタ（反射器―夜光材）交換	
670		シートベルト交換	
3,500		1回当たりとすること。	
30,000	テーブル置き式）交換	に改め、同⑸の重度障害者用意思伝達装置の項中「	固定台（アーム式又は
30,000	テーブル置き式）交換	」を「	固定台（アーム式又は
50,820	ド式）交換	」に、「	呼び鈴分岐装置交換
20,000		」を「	呼び鈴分岐装置
33,600		」に、「	圧電素子式入力装置（スイッチ）交換
38,000		」を「	圧電素子式空気圧式入力装置（スイッチ）交換
38,000		感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。	に改め、同⑸の注の2を削り、同注の3を同注の2とする。

○厚生労働省告示第二百七十八号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第五十九条第二項第二号の規定に基づき、雇用保険法施行規則第五十九条第二項第二号の規定に基づく厚生労働大臣の定める地域（平成二十三年厚生労働省告示第三百九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

備考中「平成二十三年九月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十九号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第十二条第二項第二号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める地域（平成二十三年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

備考中「鳩ヶ谷市」を削る。

埼玉県の項中「鳩ヶ谷市」を削る。

備考中「平成二十三年九月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第六号）の施行に伴い、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の十九第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める発破実技講習の実施方法（平成二十一年厚生労働省告示第百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「別表第五の四の表受験資格の欄第二号」を「別表第四発破技士免許の項下欄第一号ハ」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十一号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第六号）の施行に伴い、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の三十四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるボイラー実技講習の実施方法（平成二十一年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「第百一条第三号ニ」を「第九十七条第三号イ⑷」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二条の表研修を実施する期間の欄中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十八年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に、「平成二十二年四月一日から」を「平成十九年四月一日から」に、「平成二十三年九月三十日まで」を「平成二十六年九月三十日まで」に改める。

第三条の表研修を実施する期間の欄中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十八年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に、「平成二十二年四月一日から」を「平成十九年四月一日から」に改める。